

**令和6年度第1回社会就労センター施設長・職員研修会
(障害者優先調達推進法推進セミナー)
開催要綱**

目 的

平成25年4月1日から施行された「障害者優先調達推進法」は、障害者就労施設・事業所や在宅で作業されている障害のある方々等からの物品などの調達により、経済的な自立を進めることを目的としています。この法律により、国や地方公共団体、独立行政法人等には、優先的に障害者就労施設・事業所等から物品や役務などの「しごと」を発注することが求められるとともに、調達方針を作成すること、当該年度の終了後、調達の実績を公表することとなっています。

道内でも年々実績が上がっている一方で、発注側の自治体、受注側の就労施設、事業所ともに本法律による仕組みを活かしきれていない実態もあります。

そこで、本研修会を通して改めて本法律の趣旨、目的等を再確認し、今後の活用のポイントについて学び、利用者の工賃向上に関する取組につなげます。

- 1 主 催：北海道社会就労センター協議会・北海道障がい者就労支援センター
- 2 と き：令和6年8月27日（火）12：30～15：25
- 3 と ころ：TKP 札幌ホワイトビルカンファレンスセンター2階（札幌市中央区北4条西7丁目1―5
NCO札幌ホワイトビル）
- 4 対 象：社会就労センター、就労支援関係事業所役職員、道内障害福祉サービス事業所等の施設長、
所長、指導員、支援員、自治体担当者等

5 プログラム

時 間	内 容
12:00～12:30	受付
12:30～12:40	開会・オリエンテーション
12:40～13:25 (45分)	講演「障害者優先調達推進法について」 講師：横田 雄介氏（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課長補佐）
13:25～13:55 (30分)	基調説明「北海道の障害者優先調達推進法の現状について」 説明：未定（北海道保健福祉部福祉局）
13:55～14:05 (10分)	休憩
14:05～14:35 (30分)	実践報告「製品・役務の発注の立場から」 報告者：日詰 拓也氏（美唄市保健福祉部地域福祉課長） ：橋本 岳 氏（芽室町健康福祉課障がい福祉係長） * 質疑応答
14:35～15:25 (50分)	実践報告「製品・役務の共同受注の立場から」 報告者：大泉 浩一氏（北海道社会福祉協議会マッチングコーディネーター） * 質疑応答
15:25	閉会
15:35～16:15	第1回総会（※会員事業所対象）

- 6 参加定員：70名 ※定員を超えた場合は先着順で調整いたしますのでご了承ください。

